

## 千葉県住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、家庭における脱炭素化を促進するため、県民が自ら居住する家屋に、あらかじめ知事が登録する事業者から、太陽光発電設備及び蓄電池をリース又はP P Aで導入する場合、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本要綱に基づき、当該事業者へ補助金を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

#### (1) 住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に定める住宅をいう。

#### (2) 太陽光発電設備

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。

#### (3) 蓄電池

リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものをいう。

#### (4) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

#### (5) P P A

太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、住宅に太陽光発電設備を当該発電事業者の費用により設置し、当該太陽光発電設備から発電された電気を当該住宅所有者等に販売するものをいう。

### (補助事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業とする。

(1) 知事が別に定める千葉県住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業設置プラン募集要領に基づき登録された設置プラン（以下、「登録プラン」という。）により、太陽光発電設備と蓄電池（以下、「太陽光発電設備等」という。）のいずれも、リース又はP P Aにより県内の住宅に設置する事業であること。

(2) 補助事業により交付を受ける補助金については、登録プランに係る契約におい

て、契約の相手方である住宅所有者に全額還元すること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、登録プランにより、補助事業を実施するリース又はPPA事業者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア 法人(国及び法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人を除く。)

イ 青色申告を行っている個人事業者

(2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(4) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て

(5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(6) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

(7) 県に納付すべき税を滞納していないこと。

(8) 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(9) 県の同一会計年度内に、同一の設置場所において、本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、証拠資料等により支払金額等が確認できる経費に限る。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする場合は、知事が定める期日までに、別に定める交付申請書に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、申請者に通知する。

2 知事は、前項の審査により、補助金を交付しないと決定したときは、申請者に対

してその理由を示すものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める事項。

(承認の申請)

第9条 前条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別に定める承認申請書を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受ける前に交付の申請を取り下げようとするときは、取下げ書等により知事に申し出なければならない。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請はなかったものとみなす。

(補助事業の経理等)

第11条 申請者は、補助事業に係る経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間保存し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかななければならない。

(債権譲渡の禁止)

第12条 申請者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合には、この限りでない。

- 2 知事が第15条の規定に基づく確定を行った後、申請者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、申請者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する

権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、申請者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、申請者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 知事は、申請者による債権譲渡後も、申請者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら申請者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて申請者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）の規定に基づき、知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第13条 申請者は補助事業の遂行について、知事の要求があったときは速やかに別に定める状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 申請者は、補助事業完了後、別に定める実績報告書に必要な書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条の規定による変更の承認をした場合は、その内容とする。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第16条 前条の通知を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとする場合は、別に定める交付請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 知事は、規則第17条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期

限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申し出により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

#### (財産の管理)

- 第18条 申請者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 申請者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

- 第19条 規則第21条の規定により処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同条ただし書の規定による期間は、太陽光発電設備においては17年、蓄電池においては6年とする。
- 2 申請者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 前項の場合において、知事は、申請者が取得財産等を処分したときは、補助金の全部若しくは一部を納付させることがある。
  - 4 申請者は、補助金交付に係る書類を第1項の規定により定められた期間中、保存しなければならない。

#### (登録プランの契約の解除)

- 第20条 申請者は、登録プランの契約を解除しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、当該契約後5年の期間を経過した場合はこの限りではない。
- 2 申請者は、前項の承認を受けようとするときは、別に定める契約解除承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 前項の場合において、知事は、申請者が登録プランの契約を解除したときは、補助金の全部若しくは一部を納付させることがある。

#### (雑則)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

別表 補助対象経費及び補助金の額（第5条）

補助対象経費 （※1）	設備費	補助事業の実施に必要な太陽光発電設備等の購入等に要する経費
	工事費	補助事業の実施に必要な太陽光発電設備等の設置に要する経費 （設計費、工事費、諸経費）
補助金の額 （※2）	太陽光発電設備（※3）	発電出力（kW）に50,000円を乗じて得た額
	蓄電池	120,000円

※1 補助対象経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- （1）国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額
- （2）消費税及び地方消費税相当額

※2 補助対象経費から算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

※3 太陽光発電設備の発電出力はkWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（IEC）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

また、補助対象に該当する太陽光発電設備は、発電出力が10kW未満のものに限る。